

いじめ防止基本方針（令和7年度）

～いじめ対応マニュアル～

山武市立成東東中学校

1 いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」（平成25年度）から～

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは「学校に在籍する児童又は生徒」をいう。

2 基本理念

将来の夢や希望の実現に向け、一日一日を安心して、学習や諸活動に取り組める学校・社会づくりに向け、日々の安全や希望を打ち砕く「いじめ」の未然防止および防止対策を策定する。

また、策定にあたり、教職員・生徒・保護者等、幅広く意見を求める。

3 基本姿勢＜日常の教育活動の充実を図る＞

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ②早期発見・早期対応が取り組みのカギとなる。
- ③いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は、間違っている。
- ⑤いじめを受けている生徒を必ず守るという姿勢で対応する。
(いじめを受けている生徒の立場になって指導・支援する。)
- ⑥いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめは教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑧教職員の不適切な発言や行動（体罰等）がいじめを助長する。
- ⑨いじめを受けている生徒の日常生活・学習評価等の対応は随時検討する。
- ⑩いじめは学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4 いじめの防止等の対策のための組織

校内でのいじめの防止や実態把握・対応等の検討をするため、下記の組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。本委員会は、各学期に一度、定期的を開催するとともに必要に応じて臨時的に開催する。

【いじめ防止対策委員会】

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年主任・各学年生徒指導担当
養護教諭・教育相談担当者・スクールカウンセラー・心の教室相談員等

5 いじめの未然防止

(1) 実態把握（早期発見）

- 生徒に向き合う時間を確保し、日常の些細な言動を細かく観察する。
- 「いじめ相談窓口」「投書箱」等を設置し、生徒・保護者への周知をする。
- 生徒を対象にした「いじめアンケート」を実施する。
(5・6・10・12・2月)
- 教育相談週間を実施する。(5月・10月・2月)

◇「いじめ」のサイン（例）

- *服や学用品が汚れている。なくす、落書きがある。
- *学校に行きたがらない。
- *早退、遅刻が増える。朝、機嫌が悪い。
- *ケガ、あざ、鼻血が見られる。
- *感情が不安定、表情が暗い。落ち着きがなくおどおどする。妙に明るい。
- *職員室に頻繁に来る。先生の側にいることが多い。
- *保健室によく行く。成績が低下、無口になり話さなくなる。
- *友人がかわる、いなくなる。
- *金遣いが荒くなる。

◇「いじめ」発生時間帯（例）

- *10分間の休み時間、昼休み *給食準備や後片づけの時間
- *清掃の時間 *帰りの会終了直後 *部活動の時間

◇「いじめ」発生場所（例）

- *トイレ *教室の隅 *ベランダ *清掃場所

* 自転車置き場 * 部活動の活動場所・部室

(2) 生徒指導の機能を生かした「分かる授業」の実践

- 授業規律を確立し、自己存在感を与える授業・自己決定の場を与える授業・共感的人間関係を育む授業を実践する。
- ティームティーチングや少人数指導など個に応じた指導の一層の充実を図り、「分かる授業」を実践する。

(3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

- 計画的な学級活動（望ましい集団づくりを目指して）を実践する。
- 生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」を行う。（一人一役の実践）
- 体験活動や交流活動（異学年・異校種・障害者・高齢者・外国人等）を推進し、他者との相違を尊重する心を育成する。

(4) 自他の生命や人権を尊重する豊かな心の育成

- 人権教育の充実を図る。
いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを生徒に理解させ、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- 各学年の発達段階に応じ、「命の尊さ」を共通ベースにした講演会を一学期中に実施したい。

（・2年…思春期講演会・3年…薬物乱用防止教室）

- 道徳教育の充実を図る。
学級の生徒の実態に合わせた「心根が揺さぶられる教材や資料」を活用し、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れながら自分自身の生活や行動を省みる心を養う。

(5) 職員間や保護者等との情報の共有

- 毎週金曜日に行われる生徒指導委員会で話し合われた内容については、次週月曜日に全職員に周知・徹底し、共通理解を図る。
- PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針等の情報を提供し、意見交換の場をもつ。

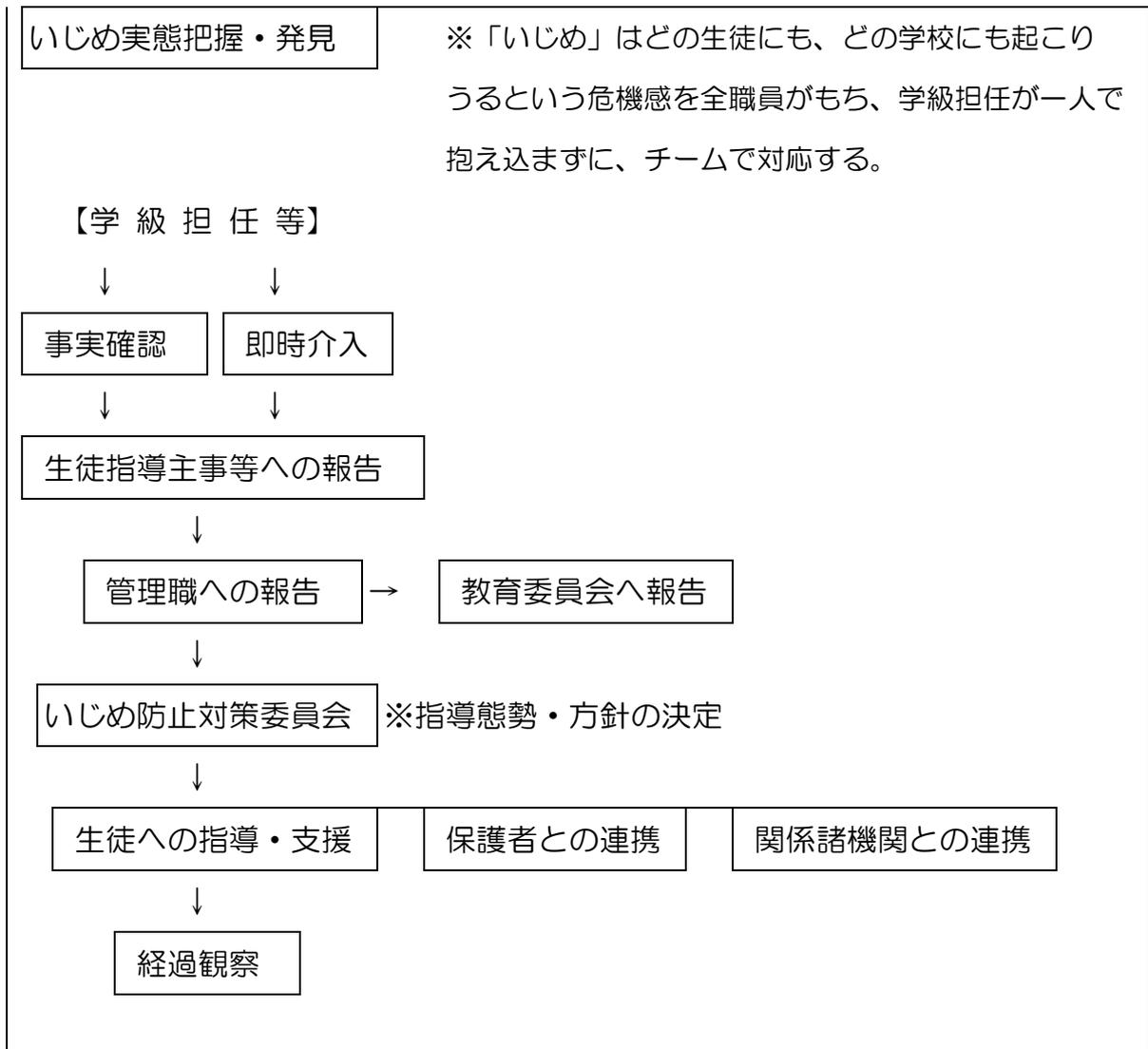
○保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動・啓発活動等を積極的に行う。

6 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為（暴行・恐喝等）として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずし、集団による無視。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

7 いじめの対応の基本的な流れ



【いじめの情報入手及び発見時の具体的対応】

(1)	いじめの情報入手	→	状況を観察しながら慎重に情報を収集し 間接的な介入を図る。
<p>【対応上の注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「いじめではない、大丈夫だろう」などと個人的な解釈で見逃さない。 ○他の教師に、情報の収集や観察などの協力をしてもらう。 ○子どもたちと過ごす時間を増やし、状況を観察する。 ○朝の会、帰りの会、学年集会などで「いじめは絶対に許さない」という教師のいじめに対する強い姿勢を示す。 			
(2)	いじめの現場を発見	→	即時、直接的介入を行い、情報を収集し 事実確認を行う。
<p>【対応上の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感情的にならず、毅然とした態度で介入する。 ○発見者は、学級担任、学年主任、生徒指導主事等に報告する。 ○関係した子どもに対し、事実に基づいた具体的な行動やことばを確認する。 ○その日のうちに、関係職員間で共通理解を図る。 ○生徒指導主事等は、一連の記録を必ず取り、管理職に報告する。 			

【管理職への報告といじめ防止対策委員会】

管理職への報告	→	管理職の指示を受けながら、今後の対応を策定する。
<p>【指示を受ける内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急対応の必要性（自殺予告など、命に関わる可能性が少しでもある場合は、迷わず緊急対応が必要） ○いじめ問題解決のための指導方針会議を開く必要性。 ○詳細な調査の必要性（調査内容と方法など） ○保護者への対応 		
いじめ防止対策委員会	→	状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。
<p>【協議上の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な指導・支援の方針を検討し、役割分担を決め、支援チームを組む。 ○関係機関とも連携しながら、継続的に経過観察を行い、ニーズに応じた指導・支援を行う。 		

【指導方針に沿った調査・指導・援助】

<p>「いじめられた子どもをしっかりと守る」ことを基本姿勢として慎重に進める</p>
<p>【調査実施上の留意点】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○最初からいじめられた子ども、いじめた子ども及び関係者を一堂に集めて、調査や話し合いをするようなことは、絶対にしない。 ○事実確認の段階で、善悪の判断を安易にしない。 ○事実確認は複数（生徒一人に二人以上の教員）で、また、関係者の調査はできる限り同時に行い、記録は事実のみとする。 ○多面的に事実を確認し、内容に矛盾がないか慎重に検討する。 ○情報提供者に迷惑が及ばないように配慮する。

【いじめられた子ども＝被害者及びその保護者への指導・援助の留意点】

○いじめられている子どもの側に立ち、必ず守り通すという姿勢を明確にする。

○情報入手の段階では、本人がいじめられていることを話さないことが多いので、早急に話を進めず、まず本人の気持ちをよく聴く姿勢でかかわる。

○子どもの心を受容し、共感的に受けとめ、心の安定を図る。「あなたも直すべき点がある」などの発言は絶対にしない。

○今後の対応については、本人の気持ちに配慮しながら進めていく。

○和解の形で終わっても、安易に問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。

○いじめられている子どもの心のケアを十分に行う。

□保護者へは被害者保護優先の姿勢で接し、配慮のない発言を絶対にしない。

□誠意をもって素早く対応する。（今後の連携強化）

□保護者の考えを共感的態度で傾聴し、学校に非がある場合は素直に謝罪する

□保護者へは、指導・援助の事前及びその後の経過の説明等を十分に行う。

【いじめた子ども＝加害者及びその保護者への指導・援助の留意点】

【いじめた子ども＝加害者及びその保護者への指導・援助の留意点】

- いじめの事実を確かめ、いじめの意識の有無を確認する。
- いじていると認識していなかったり、認めようとしなかったりする場合は多いので、まず、本人の不満や気持ちをよく聴く姿勢でかかわる。
- いじめられた子どもの心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることをわからせる。
- 集団によるいじめの場合、いじめの中心となる子どもが、表面に出ていない場合があるので、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
(最近原因となった子どもはいても、中心となる子どもがいないときが多いので焦点をずらさない。)
- いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目標をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。(内面のイラダチの原因把握に努める。)
- 十分な指導をしたにもかかわらず、いじめが継続する場合は、いじめる子どもを別室で学習させたり、出席停止措置や警察等の協力を得たりするなど厳しい対応措置をとる。
- いじめた子どもに対する出席停止の場合の学習補償の態勢を整える。
- 保護者の心情に配慮して対応する。(今後の連携強化)
- 保護者へは、指導・援助の事前及びその後の経過の説明等を十分に行う。
- 家庭と学校が連携して子どもを育てていくという共通認識をもつ。

8 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の子どもが悪口や誹謗中傷等をインターネット上のSNSや掲示板に書き込んだりして、いじめを行うもの。

(2) インターネット上のいじめの種類

- ブログでのいじめ
- 学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ
- SNSでのいじめ

(3) 発見したときの対応

- 書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図る。（ネットパトロールとの連携）
- 人権侵害や犯罪、法律違反などの事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応する。
- 保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

9 いじめに対する措置

(1) 別室での学習

いじめを行った生徒等について必要があると認めるときは、いじめを受けた生徒等・その他の生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。（例：いじめを受けた生徒等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等）

(2) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、他の生徒等の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 懲戒

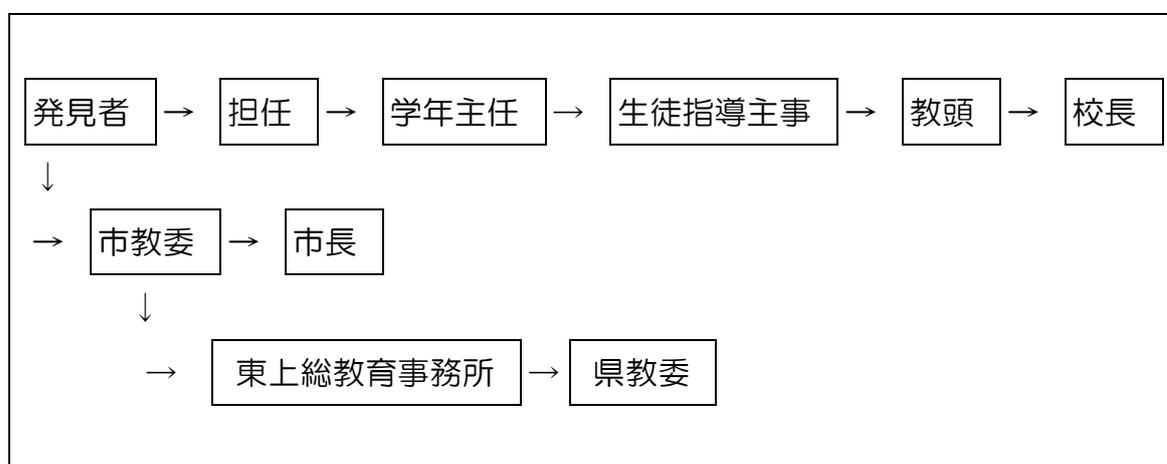
生徒等がいじめを行っている場合であって、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該生徒等に懲戒を加える。

10 重大事態への対処

(1) 重大事態とは次のとおりである。

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い。(児童生徒が自殺を企画した場合等)
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い。(年間 30 日が目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ③児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態発生時の連絡体系



(3) 重大事態への初動

- ・「いじめ防止対策委員会」の招集
- ・教育委員会への報告・連携
- ・実態把握(調査) ※聞き取りを複数職員で行う。(◎は必須 ▲は状況に応じて)
◎被害者本人 ▲被害保護者 ◎加害者本人 ▲加害保護者
- ・警察への通報と関係諸機関との連携

11 「いじめ防止基本方針」の公表・点検・評価

- (1) 「いじめ防止基本方針」は学校だよりやホームページに掲載する。
- (2) 毎学期実施する「いじめアンケート調査」は保管し、公表を求められた際に提示できるようにする。
- (3) 学校評議員会やPTA 本部役員会等で、個人情報に留意しながら、学校でのいじめの実態について報告・説明をする。

(4) 「いじめ防止対策委員会」は、年度末に基本方針の見直しを行う。

12 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応のあり方について、全ての教職員で共通理解を図る。

(2) 校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に対応するための校内研修を行う。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど校務の効率化を図る。

※ただし、効率のみを求めた生徒不在の組織にはしない。生徒のためになることは手間をかける。(ITC活用のみ重視はしない。)